	質問内容	回答
1	今回募集に含まれる「多重債務者生活相談事業」は生活困窮者自立支援制度の支援には含まれないと思いますが、事業の仕様・内容等は何を参照すればよいでしょうか。	事業の仕様・内容等は、仕様書2(3)③各支援員の職務(ウ家計改善支援員)や2(4)支援の実施に関する事項に記載のとおりです。また、一般的な支援内容については、別途金融庁・消費者庁の「多重債務者相談の手引き」などを参照ください。なお、債務整理に関する支援は家計改善支援事業に含まれていますので、「家計改善支援事業の手引き」も参照してください(p27.28、第4章2-2(6)②(ウ))。
2	募集要項4ページ:4.応募手続き等(1)提出書類の種類と部数について 「正本1部、副本5部」とありますが、正本・副本は全て同じ書類が必要でしょうか。	正本・副本については、基本的には全て同じ書類をご用意ください。 なお、副本は正本のコピーでも可とします。
3	「募集要項」6ページ: (2)評価項目について 「見積金額30点」となっていますが、点数の審査基準は事前に開示していただけますか。 ※例として佐賀市の選定基準では以下のように公示されています。 https://www.city.saga.lg.jp/site_files/file/2021/202112/p1fn3brn5t1ivl2fj1hok1bri 1ku1i.pdf	評価項目と配点については、募集要項の5(2)にお示ししている内容をご参照ください。
4	「業務仕様書」5ページ:(3)業務体制②各支援員の資格等について「イ相談支援員」「ウ家計改善支援員」について、支援員全員が必ずこの条件に当てはまることが必要ですか。	原則として、全員が仕様書に記載する研修の受講、資格保有(類似資格含む)、相談支援業務の経験年数のいずれかの条件を満たす必要があります。但し、生活困窮者自立支援法が法施行後10年未満であり、家計改善支援事業を実施している自治体が多くない事をふまえ、配置する全支援員の8割以上が仕様書に記載する資格等を満たし、指導的役割の職員を配置する4会には、資格等を満たさない支援員の配置を認めます。この場合においては、業務実施体制調書の中で指導的役割の職員を明示するとともに、資格等を満たさない支援員のこれまでの経験(公的資格の受験資格を満たす科目履修の状況などを含む)等支援員としての資質が確認できる内容を記載してください。
5	「業務仕様書」11ページ:11 関係書類の提出(1)業務実施に関する各種報告について「イ 就労支援実施状況」とありますが、今回の募集では就労支援員の配置規定がありません。自立支援事業は主任相談支援員・相談支援員・就労支援員の3職券を配置することとなっており、一般就労における就労支援体制に関しては、就労支援員による「自立相談支援事業における就労支援」と「生活保護受給者等就労自立促進事業」が就労支援の2本柱となっていますが、就労支援に関する体制はどのように考えればよいでしょうか。	
6	「業務仕様書」12ページ:15 統計システム及びその他パソコン等の管理、使用について(1)「統計システムを利用するパソコンは、インターネットに接続しないこと」とありますが、特に多重債務者生活相談事業に関して、拠点と離れたくらしかんで実施するため、インターネット接続が不可避と思われますが、どのように考えればよいでしょうか。	専用回線の利用を想定していますが、やむを得ずインターネットに接続する場合は、事前に市と協議のうえ、セキュリティの担保に十分配慮するとともに、可能な限り市のセキュリティ対策に準じた仕様としていただく必要があります。
7	「業務仕様書」6ページにある、各支援員の基本姿勢では「ソーシャルワーク」が 求められています。これは「自立相談支援事業の手引き」16ページ「社会福祉士 等の支援業務に精通する人員を十分に配置すること」という生活困窮者自立支 援法案に対する付帯決議ゆえのことと存じます。ソーシャルワークとかウンセリン グはまったく別の専門職ですが、仕様書4ページ《専門的な資格等の例》として 「職臨床心理士、公認心理士」が筆頭に挙がっています。これには何か特別な理 由があるのでしょうか。	資格についての例示の並び順は任意のものであり、優先順位はありません。 なお、仕様書に記載のない資格であっても、専門的なチーム支援に必要な資格 などがあれば記載してください。
8	支援対象者について 仕様書には「豊中市に居住する生活困窮者」とあります。生活困窮者自立支援法 において、支援対象者は「生活保護に至っていない生活困窮者が対象」です。つ まり生活困窮者自立支援制度のなかの家計改善支援事業においても、生活保護 受給者は支援対象外になっています。 。f「第2版 生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業 従事者養成研修テキスト』 (中央法規、自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編集、2022年)P15 したがって、今回の2事業(生活困窮者自立相談支援事業、家計改善支援事業) の支援対象者は「生活保護に至っていない生活困窮者が対象」と理解してよろし いでしょうか?	
9	また、「多重債務者生活相談事業」の根拠法および支援対象者を教えてください。	多重債務の整理の過程においては、破産法や貸金業法等の関係法令に準じて 支援を実施していただくことになりますが、多重債務者生活相談事業の直接的な 根拠法令はありません。 なお、多重債務生活相談事業の支援対象者は、自らの生活、あるいは生業のた めに金融機関等から借りた金銭の返済が困難になっている豊中市民です。